

令和5年度 訪問看護ステーション榎の木「喀痰吸引等研修（特定の者対象）」
実施要綱

1. 目的

介護職員による喀痰吸引等の実施に際し、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアを安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とします。

2. 実施主体 登録番号 0660001 大和メディカル(株) 訪問看護ステーション榎の木

3. 研修対象者

山形県内の障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設等（医療機関除く。）で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等で、「特定の利用者」に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者としてします。

4. 基本研修の開催月日及び会場、受講定員

区分	開催年月日及び会場、受講定員	
第1回 基本研修	①期日	令和5年5月13日(土)、5月14日(日)
	②会場	サービス付き高齢者向け住宅グランドホーム榎の木 山形市榎町一丁目10番10号
	③定員	10人
第2回 基本研修	①期日	令和5年9月9日(土)、9月10日(日)
	②会場	サービス付き高齢者向け住宅グランドホーム榎の木 山形市榎町一丁目10番10号
	③定員	10人
第3回 基本研修	①期日	令和5年11月11日(土)、11月12日(日)
	②会場	サービス付き高齢者向け住宅グランドホーム榎の木 山形市榎町一丁目10番10号
	③定員	10人

(注) いずれの回も受講者が5名に満たない場合は開催しないことがありますので、ご了承ください。

5. 研修内容

区分		研修内容
基本研修	講義 (8時間)	講義内容 (別紙1のとおり) ①重度障害児・者等の地域生活に関する講義 2時間 ②喀痰吸引に関する講義 3時間 ③経管栄養に関する講義 3時間
	筆記試験	講義の修得状況の確認のため、講義終了後に筆記試験を実施します。
	演習	シミュレーター演習は、特定行為のイメージをつかむこと(手順の確認等)を目的とします。 現場演習は、実地研修の序盤に、実地研修協力者宅等において研修講師が行う喀痰吸引等を見ながら利用者毎の手順に従って演習を実施します。

区分	研修内容
実地研修	実地研修は、研修講師の指導の下、実地研修協力者について次に掲げる特定の行為毎に実施します。 ①口腔内の喀痰吸引(通常手順又は非侵襲的人工呼吸器装着者用手順) ②鼻腔内の喀痰吸引(通常手順又は非侵襲的人工呼吸器装着者用手順) ③気管カニューレ内部の喀痰吸引(通常手順又は侵襲的人工呼吸器装着者用手順) ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下型の液体栄養剤の場合又は半固形型栄養剤の場合) ⑤経鼻経管栄養(滴下型の液体栄養剤の場合)

6. 履修科目免除

(1) 免除科目と対象者

免除科目	<p>ア 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危険防止に関する講義（喀痰吸引 3 時間）</p> <p>イ 上記科目の修得程度の審査（筆記試験）</p> <p>ウ シミュレーター演習（喀痰吸引 1 時間）</p>
対象者	<p>違法性阻却通知「ALS（筋委縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」、「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて」、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて」に基づく研修等の修了者でたんの吸引等を行っていた介護職員等</p>

(2) 免除申請

受講申込書に、該当する研修の修了証明書等の写しを添付のうえ、免除希望科目記載のうえ申し込んで下さい。

7. 研修修了の認定方法

以下に記す研修課程において確認及び評価を実施のうえ、それぞれの研修課程において所定の基準に達している者に対し、登録研修機関名にて、利用者名およびケアの種類を記したうえで修了証明書を交付します

(1) 基本研修（講義）

①筆記試験により喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認します。

出題範囲	出題数	試験時間
全科目の場合	四肢択一、20問	30分
喀痰吸引に関する科目免除の場合	四肢択一、10問	15分

②総正解率が9割以上を合格とする。9割未満の受講者は2回まで再試験を受けることができます。筆記試験に合格しなければ実地研修に進むことができません。

(2) 基本研修（演習）

研修指導講師の指導の下、吸引シミュレーター、経管栄養シミュレーター、その他演習に必要な機器を用いて行う演習の場合は、手順の確認を目的とし、評価は行いませんが、実地研修の序盤に、実際に実地研修協力者のいる現場において演習を実施する場合は、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を習得していることを、研修指導講師が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順通りに実施できていると確認できた場合に修了とします。

(3) 実地研修

研修指導講師の指導の下、利用者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を習得していることを、研修指導講師が「実地研修評価基準」で示す手順通りに実施できていると確認できた場合、研修修了の是非を判断します。その際に可能な限り、利用者の意見も踏まえたうえで評価を実施することとします。

8. 受講料（すべて課税10%込）

受 講 料	基本研修	重度障害児・者等の地域生活に関する講義	4,000円
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危険防止に関する講義（喀痰吸引）	5,000円
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危険防止に関する講義（経管栄養）	5,000円
		シミュレーター演習(喀痰吸引、経管栄養)	6,000円
	実地研修	<p>利用者毎に、1名の研修講師による実地研修実施に要した時間が1時間までは8,000円（以降30分増すごとに4,000円）となります。（複数の受講者が1名の利用者に対して同時に実地研修を受けた場合であっても、研修講師の実地研修所要時間が受講者1名につき1時間までの場合は8,000円となります。）</p> <p>なお、受講者が勤務する同一法人の看護師等が研修講師となった場合は研修実施に要した時間にかかわらず受講者1名につき事務手数料2,000円となります。</p>	
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基本研修受講料は受講決定通知を送付する際に、「基本研修受講料納付通知書」を同封しますので、期限まで納入して下さい。 ・実地研修受講料に関しては、実地研修終了後に送付する「実地研修受講料等納付通知書」に基づいて納入して下さい。（入金確認の後、修了証明書の交付となります。） 		
解約条件 返金の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・開講日の7日前までに解約連絡の場合、すべての受講料を返金します。返金手数料は受講者負担となります。 ・補講申込みに伴う解約及び返金にはいかなる理由があっても対応いたしません。 		

9. 受講申込及び受講決定

(1) 基本研修受講申込受付期間

- ①第1回 令和5年 4月10日(月)から令和5年 4月21日(金)まで
 - ②第2回 令和5年 8月 7日(月)から令和5年 8月18日(金)まで
 - ③第3回 令和5年10月10日(火)から令和5年10月20日(金)まで
- 別紙2、基本研修受講申込書に必要事項を記載し、返信用封筒(84円切手を貼付)を同封のうえ、下記まで郵送して下さい。

990-0813 山形県山形市桜町一丁目10番10号

グランドホーム櫛の木

表面に必ず「喀痰吸引等研修受講申込書」と朱書きして下さい。

(2) 受講決定通知

基本研修に係る受講決定通知は、各々の開講日10日程度前に事業所等に通知します。開講最少人数(5名)に満たない場合は開催しない旨の通知となります。(研修で使用するテキスト等については研修初日に配布します。)

(3) 実地研修の申込受付

①基本研修修了の場合

喀痰吸引等研修基本研修(3号研修)登録研修機関が発行した修了証の写しと併せて「実地研修実施に関する調書」の内容に応じて対応するものとします。

②すでに認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている場合

認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている介護職員等で、新たな特定の利用者、又は既に喀痰吸引等を提供している特定の利用者新たな部位、又はケアの種類を提供を行う必要がある場合、すでに修了している研修の内容を踏まえ、実地研修受講申込書にて随時受け付けます。その際の実地研修の実施については、「実地研修実施に関する調書」の内容に応じて対応するものとします。

③「申込書」及び「実地研修実施に関する調書」については、大和メディカル株式会社介護事業部ホームページ <https://daiwa-med.co.jp>よりダウンロードしていただくか、直接、10(1)に記載の「研修の実施に関する問合せ先」までご連絡下さい。

(4) 取消し等について

受講申し込みの内容に虚偽があった場合、又は受講に対し不正があった場合、受講決定や修了を取り消すことがあります。

10. 問合せ先

(1) 研修の実施に関すること

サービス付き高齢者向け住宅 グランドホーム樫の木

電話 023-665-0511

[大和メディカル株式会社介護事業部ホームページ] <https://daiwa-med.co.jp>

[トップページ](#) → [喀痰吸引等研修\(3号\)](#) → [実施要綱等](#)

(2) 制度等に関すること

山形県健康福祉部障がい福祉課 電話 023-630-2148

[山形県ホームページ] 山形県における介護職員等によるたんの吸引等に係る情報

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kakutankyuin/tan-kensyu.html>